

労働者の自殺とボランティア

広島国際学院大学
山田 陽子

1. 目的

報告の目的は、自殺した労働者の遺族へのインタビュー調査をもとに、労働者の自殺や遺族に対する社会的支援がどのように行われているのか、また、その根拠となる考え方や、そこに表された労働観は如何なるものかについて明らかにすることである。

2. 方法

2011年から現在まで断続的に行っている自殺した労働者の遺族へのインタビュー調査や労働者の自殺に関するフィールドワークから知りえた内容について分析する。

3. 結果

労働者の自殺は、1990年代頃から遺族の会、弁護士、医師、労働組合などによって「過労自殺」という形で社会問題化され、後に労災保険制度の補償対象にも含まれるようになった。自殺した労働者の遺族に対する社会的支援は、対人援助の専門職というよりも、遺族の会や「過労自殺」問題に関心を寄せる弁護士や医師、労働組合、労働NPOなどによってボランティアに担われてきた。それは、労働運動あるいは社会運動（「過労自殺」の社会問題化のうねりをどのように位置づけるかは今後検討が必要である）の延長線上に生じた、遺族によるピアサポートと法の専門家や医師、労働組合、労働NPOが相互に乗り入れる領域である。ただし、自殺の問題は労働時間数や労働条件を主たる争点とする伝統的な労働相談の範疇を超えたものを含んでおり、相談する側/される側の双方にとって難しいテーマとなっている。

一般に、対人援助の専門職の場合、「専門性」―専門職倫理や専門職としての行動規範―が援助職と相談者を共に守ることにつながるとされ、対人援助専門職の養成課程では事例研究や実習を通じた訓練が重視されている。一方、労働者の自殺や遺族に対するボランティアな支援は、対人援助に関する何らかの訓練を経てなされるというよりも、本来労働は生活や人生を豊かにするものであるはずだといった労働観の共有や、過酷な労働環境に対する義憤の共有、その改善に向けた行動の共有、そして、労働によって近親者を亡くした遺族の悲嘆への共感がベースとなっている。

4. 結論

現状では、当該の自殺が労働に起因すると遺族が考える場合、遺族は労働時間数や労働環境が適正であったかどうかを使用者側に糺し、過失があった場合は補償や賠償、再発防止策を求めていくことになる。労災認定や勝訴は、遺族による相互の裁判傍聴支援や、弁護士や医師、労働組合や労働NPOとの勉強会開催などの支援を背景として「勝ち取る」ものであり、自殺の労災申請や民事訴訟のプロセスは「闘争」である。遺族は近親者を亡くした心労の中で「闘う」ことを求められるため、相応の精神的なバックアップも受けるが、一方で、「闘う」気力が起きない場合や闘争のストーリーに乗れない場合、組織的な支援を得ることをあきらめるか、労災申請や訴訟自体を断念するケースが生じる。